中央区情報公開・個人情報保護審議会令和４年度第１回小委員会　次第

日時　令和４年６月１０日（金）
　　午後３時から
場所　中央区役所本庁３階庁議室

１　開会　（資料１）

２　小委員会の運営と進め方について　（資料２、３）

３　委員長の職務代理者の指名について

４　議題
　法改正に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度の見直しについて　（資料４～18）

５　その他
　次回小委員会日程の確認

６　閉会

（会議資料一覧は裏面）

＜会議資料＞

資料１　　中央区情報公開・個人情報保護審議会令和４年度小委員会名簿
資料２　　中央区情報公開・個人情報保護審議会小委員会の運営について（案）
資料３　　今後の進め方について（案）
資料４　　条例で規定できる範囲
資料５　　確認・検討項目管理表
資料６　　内容確認資料１（死者の情報）
資料７　　内容確認資料２（個人情報保護制度の対象機関）
資料８　　内容確認資料３（個人情報の保有・収集の制限）
資料９　　内容確認資料４（目的外利用・提供）
資料 10　　個別検討シート１（個人情報ファイル簿と個人情報登録簿）
資料 11　　内容確認資料５（任意代理人制度の拡大）
資料 12　　内容確認資料６（不開示の範囲）
資料 13　　内容確認資料７（開示決定の期限、訂正決定の期限、利用停止決定の期限）
資料 14　　内容確認資料８（開示請求の手数料）
資料 15　　個別検討シート２（訂正・利用停止請求における開示請求前置）
資料 16　　内容確認資料９（実施機関が不作為を認める場合の審査会への諮問免除）
資料 17　　個別検討シート３（審議会への諮問事項）
資料 18　　内容確認資料 10（電子計算組織への記録・結合の制限）
前回資料　令和４年度第１回中央区情報公開・個人情報保護審議会資料　一式
基礎資料　・中央区個人情報の保護に関する条例・同条例施行規則
・中央区情報公開条例・同条例施行規則
・中央区情報公開・個人情報保護審議会及び中央区情報公開・個人情報保護審査会に関する条例

※会議資料中の各標記は以下のとおり

・ガイドライン：個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）
・事務対応ガイド：個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）
・Ｑ＆Ａ：個人情報の保護に関する法律についてのＱ＆Ａ（行政機関等編）
・条文解説：改正個人情報保護法の個別条文に関する解説［令和３年６月時点暫定版］
・規律に関するＱ＆Ａ：改正個人情報保護法の規律に関するＱ＆Ａ［令和３年６月時点暫定版］

中央区情報公開・個人情報保護審議会令和４年度小委員会名簿

資料	1

令和４年６月１０日現在

＜委員＞　　（敬称略）

役職	氏名	備考
千葉大学名誉教授	鈴木　庸夫	【委員長】
中央大学法科大学院教授	藤原　靜雄	
弁護士	糠谷　秀剛	
弁護士	窪木　登志子	

＜事務局＞

役職	氏名	備考
総務部長	黒川　眞	
総務部参事（連絡調整・特命担当） 総務課長事務取扱	山﨑　健順	
総務部総務課法規係長	三谷　恭輝	
総務部総務課法規係	丹生谷　美貴	
総務部総務課情報公開係長	東　雅之	
総務部総務課情報公開係	大江　洋輔	
総務部総務課情報公開係	竹内　雄太	
総務部総務課法務担当係長	片桐　崇	
総務部法務担当課長	嶋原　誠逸	

資料	2

中央区情報公開・個人情報保護審議会小委員会の運営について（案）

中央区情報公開・個人情報保護審議会及び中央区情報公開・個人情報保護審査会に関する条例（平成９年９月中央区条例第２９号）第９条第１項の規定に基づき、令和４年５月１３日に設置された小委員会の運営については、次のとおりとする。

１　委員長の職務代理者

委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する小委員会の委員（以下「委員」という。）が、その職務を代理する。

２　招集等

(1)　小委員会は、委員長が招集する。

(2)　委員長は、小委員会を招集しようとするときは、日時、場所、議題その他必要な事項を開催の日前５日までに委員に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(3)　委員は、小委員会に出席できないときは、あらかじめその旨を委員長に申し出るものとする。

３　定足数

小委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

４　関係者の出席等

小委員会は、必要があると認めるときは、実施機関の職員その他の関係者の出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、若しくはこれらの者に資料の提出を求め、又は調査をすることができる。

５　会議録の作成

(1)　委員長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、会議資料とともに保存するものとする。

一　開催年月日

二　出席者の氏名

三　提出資料の件名

四　議事の概要

五　審議の経過

(2)　(1)　第５号の審議の経過は、要点筆記とする。

資料	3

今後の進め方について（案）

令和４年

６月１０日　第１回小委員会
７月中旬頃　第２回小委員会
　→ 各項目の確認・検討（全１６件）

８～９月　第３回小委員会
　→ 両制度見直しに関する答申（小委員会案）取りまとめ

１０～１１月　令和４年度第２回中央区情報公開・個人情報保護審議会
　⇒両制度見直しについて答申

１１月～１月　条例・規則改正作業

令和５年

３月　令和５年第１回定例会
　⇒条例改正議案提出

４月１日　条例・規則施行

資料	4

条例で規定できる範囲

＜ガイドラインから抜粋＞

令和3年改正法は、活発化する官民や地域の枠を超えたデータ利活用に対応するため、別個の法律や条例による規律により生じていた旧法制の不均衡・不整合を是正し、個人情報等の適正な取扱いのために必要な全国的な共通ルールを法律で設定することを目的としている。

こうした令和3年改正法の趣旨を踏まえて、法においては、条例で定めることが想定される事項について、委任規定が設けられている。

※このほか、単なる内部の手続に関する規律に過ぎない事項など、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項については、条例で独自の規定を置くことができる旨の記載がある

＜事務対応ガイドから抜粋＞

令和3年改正法の施行後は、地方公共団体の機関における個人情報の取扱いについても基本的には法に基づく全国的な共通ルールにより規律されることになる（法の規定が直接地方公共団体の機関に適用されることになる）ため、既存の個人情報保護条例の規定の大部分は削除されることとなると考えられる。

ただし、手続規則や地域の特性に応じて特に必要な場合の独自の保護措置については、法の趣旨・目的に照らし、引き続き条例で定めることが可能な場合もあると考えられる。条例で定められるものとして許容されるもの（許容されないもの）は、以下のとおりとされている。

【条例に規定されることが想定されるもの】

・本人開示等請求における手数料（法第89条第2項）
・行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料（法第119条第3項及び第4項）

【条例に規定が置かれることが許容されるもの】

・「条例要配慮個人情報」の内容（法第60条第5項）
・個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項（法第75条第5項）
・開示等請求における不開示情報の範囲（法第78条第2項）
・開示請求等の手続（法第107条第2項、第108条）
・個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときの審議会等への諮問（法第129条）

【条例に規定が置かれることが許容されないもの】
・個人情報の定義に死者に関する情報を含める規定
・令和3年改正法の規律に加えて、要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報の取得、利用、提供等を制限する規定
・個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定
・オンライン結合に特別の制限を設ける規定
・目的外利用・提供を行う場合に類型的に審議会等の諮問を要する旨の規定
・開示請求等の手続について令和3年改正法の規定よりも処理期間を延長する規定
・個人情報取扱事業者等による個人情報の取扱い等に関する独自の規制

なお、法は、委員会が、地方公共団体の求めに応じ、必要な情報提供や技術的助言を行うことを法律上の責務として規定（法第166条）しており、条例案の策定過程において、地方公共団体から法の解釈等について、委員会に対して必要な情報の提供を求めることは想定される。

また、委員会は、法の一元的な解釈権限を有することから、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が条例に基づき行う個人情報等の取扱いであっても、法第5章の円滑な運用が図られていないと判断した場合には、「資料の提出の要求及び実地調査」、「指導及び助言」並びに「勧告」を行うことがある。

（参　考）

条例事項一覧

【条例で定める必要がある事項】

条項	条文
第89条第2項	2　地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。
第119条第3項	3　第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。
第119条第4項	4　前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

【必要に応じて条例で定めることが考えられる事項】

条項	条文
第60条第3項・第2号	3　この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。以下この項において同じ。）、独立行政法人等情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。）又は地方公共団体の情報公開条例（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。）に規定する不開示情報（行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。 一　（略） 二　行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第二条第一項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求（行政機関情報公開法第三条、独立行政法人等情報公開法第三条又は情報公開条例の規定に

	よる開示の請求をいう。）があったとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること。 イ　当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。 ロ　行政機関情報公開法第十三条第一項若しくは第二項、独立行政法人等情報公開法第十四条第一項若しくは第二項又は情報公開条例（行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の規定により意見書の提出の機会を与えること。 三　（略）
第60条 第5項・	5　この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
第78条 第2項	2　地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（」とする。
附則 第10条 第2項	2　前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

【条例で定めることが妨げられるものではない事項】

条項	条文
第75条 第5項	5　前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない
第107条 第2項	2　開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあっては、条例）で定めるところにより、行政不服審査法第四条の規定の特例を設けることができる。
第108条	第百八条　この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の

	規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。
第 129 条	第百二十九条　地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

確認・検討項目管理表

資料	5

no	項目	法	条例	比較		方向性の確認（案）	審議
				改正法	条例・規則		
1	死者の情報	2-1	2・2 26の4	死者の情報は個人情報に含まない	死者の情報も個人情報に含む（開示手続は任意的開示で対応）	現行の規定を削除、個人情報保護条例以外で規定することを検討	内容確認1 (資料6)
2	個人情報保護制度の対象機関	2-11	2・1	対象機関に議会が含まれない	対象機関に議会を含む	現行の規定を削除、別途議会を対象とした条例を定めることを検討	内容確認2 (資料7)
3	個人情報の保有・収集の制限	61 64 66-1 75	5 6 7	・必要な場合に限り保有できる ・不正手段による取得の禁止（他に関連する規定として、必要な目的の範囲による利用の限定、安全管理措置の義務、個人情報ファイル簿による本人関与がある）	・（保有について直接の規定なし） ・本人からの収集の原則、収集禁止事項を規定	法の規定により条例と同様の趣旨で運用できる見込み→現行の規定を削除	内容確認3 (資料8)
4	目的外利用・提供	69	13 13の2 14	①以下の場合を例外として規定 ・法令(条例を含まない)に基づく場合 ・本人の同意があるとき、本人に提供するとき ・内部での利用や他の行政機関等への提供を行う場合で相当の理由があるとき ・統計・研究のために提供するとき ・提供が明らかに本人の利益になるとき ・その他提供について特別の理由があるとき ②（規定なし）	①以下の場合を例外として規定 ・本人の同意があるとき、本人に提供するとき ・法律・条例等に定めがあるとき ・個人情報取扱事務での利用で相当な理由のあるとき ・出版・報道等で既に公にされているとき ・生命・身体・財産の安全のため緊急かつやむを得ないとき ・審議会の意見により特に必要があるとき ②目的外利用・提供時に閲覧に供する義務	①目的外利用・提供の例外事項は、条例で規定できる範囲に含まれないと解される（資料4）。 条例にのみある規定は、法の「相当の理由があるとき」や「明らかに本人の利益になるとき」、「特別の理由があるとき」の規定で読み取れると考えられるため、現行の規定を削除（「審議会の意見により特に必要があるとき」の規定は、審議会の類型的な諮問要件を定められないため、そもそも法の規定の対象外[no.15参照]） ②条例等で規定することを検討	内容確認4 (資料9)
5	個人情報ファイル簿と個人情報登録簿	60-2 75	8 8の2	・個人情報ファイル簿の作成・公表義務を規定 ・個人情報ファイル簿の作成義務は1000人以上の場合（令第19条第2項）	・個人情報ファイル簿及び個人情報登録簿の作成・公表義務を規定 ・個人情報ファイルの作成義務は100人以上の場合	法による作成義務は1000人以上のファイル簿のみだが、従前と同様、ファイル簿の作成基準を100人以上とし、登録簿も引き続き運用していくことを検討	検討1 (資料10)

no	項目	法	条例	比較		方向性の確認（案）	審議
				改正法	条例・規則		
6	任意代理人制度の拡大	76-2	20の4 26の4	法定代理人・任意代理人が代理請求できる	＜代理請求＞ ・法定代理人：保有個人情報 ・任意代理人：保有特定個人情報 ＜任意開示＞ 本人が死亡や療養等の場合、配偶者や親族、委任を受けた一部の士業の者等が開示の申出を行うことができる	現行の規定を削除	内容確認5 (資料11)
7	不開示の範囲	78	17 情8	以下の場合を不開示情報として規定 ・国の安全や国際関係上の地位に不利益を及ぼすおそれ ・調査研究の遂行を不当に阻害するおそれ （他の規定は条例と同様）	以下の場合を不開示情報として規定 ・法律・条例等に規定されている ・法定受託事務を処理するに当たって開示できないと認められる ・公正な判断・適正な遂行を不当に阻害するおそれがある （他の規定は法と同様）	・情報公開法に規定する不開示情報に準ずる情報であって、情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものを条例で規定できる ・しかし、条例にあって法にない規定3つについては、情報公開法に規定する不開示情報に準ずる情報とはいえない →改正法が定める不開示条項への適用で個別に対応していく、現行の条例の規定を削除	内容確認6 (資料12)
8	開示決定の期限	83 84	22-1 22-7 附9 情12	・30日以内（初日不算入） ・30日延長可能 （更なる延長の特例は条例と同様）	・15日以内（初日算入） ・45日延長可能 （更なる延長の特例は法と同様）	・現行の個人情報保護条例の規定を削除 ・情報公開条例の日数も個人情報保護制度に合わせる	内容確認7 (資料13)
9	訂正決定の期限	94 95	22-2 22-7 附9	・30日以内（初日不算入） ・30日延長可能 （更なる延長の特例は条例と同様）	・22日以内（初日算入） ・38日延長可能 （更なる延長の特例は法と同様）	現行の規定を削除	内容確認7 (資料13)
10	利用停止決定の期限	102 103	22-2 22-7 附9	・30日以内（初日不算入） ・30日延長可能 （更なる延長の特例は条例と同様）	・22日以内（初日算入） ・38日延長可能 （更なる延長の特例は法と同様）	現行の規定を削除	内容確認7 (資料13)

no	項目	法	条例	比較		方向性の確認（案）	審議
				改正法	条例・規則		
11	開示決定後の手続	87	23	＜手続の流れ＞ ・開示請求書（請求者→実施機関） ・開示決定通知書（実施機関→請求者） ・開示の実施方法等申出書（請求者→実施機関、30日以内に提出）	＜手続の流れ＞ ・開示請求書（請求者→実施機関） ・開示決定通知書（実施機関→請求者、実施機関は速やかに開示）	法で規定する手続や情報公開制度との整合性を踏まえ、手続の流れを検討 ※条例で開示の実施方法等申出書の提出を求めない運用を規定できるか委員会に確認	検討 (次回)
12	開示請求の手数料	89	24	実費の範囲で条例で定める手数料を納める	無料とする、実費は請求者の負担とする	・個人情報保護制度の趣旨を踏まえ、現行の条例と同様の内容を規定する	内容確認8 (資料14)
13	訂正・利用停止請求における開示請求前置	90 98	18 19 20 20の2	開示を受けた情報に対して、開示を受けた日から90日以内に訂正・利用停止請求できる（開示請求前置）	訂正・利用停止請求に当たって開示請求前置を求めない	現行の条例のとおり、開示請求前置を要件とせず訂正・利用停止請求できるように規定するか検討	検討2 (資料15)
14	実施機関が不作為を認める場合の審査会への諮問免除	105-1	26-1	審査請求の全部を認容し、全部開示、訂正又は利用停止をする場合、審査会への諮問を免除する規定あり	不作為を認める宣言をした場合、審査会への諮問を免除する規定あり	改正法では審査請求の全部を認容する場合以外は審査会への諮問が必要となる、現行の規定を削除	内容確認9 (資料16)
15	審議会への諮問事項	129	審議会条例2 ほか	個人情報の適正な取扱いのため、専門的な意見を聴くことが特に必要な場合に諮問できる	・制度運営に関する重要事項を審議する ・各手続において必要となる諮問・報告事項あり	・類型的に諮問を要件とすることができないため、既存の規定を精査する ・所掌事項を整理の上、審議会のあり方を検討	検討3 (資料17)
16	電子計算組織への記録・結合の制限	－	15 16	（規定なし）	電子計算組織への記録・結合の制限について規定	法では漏洩防止措置、提供の制限、適切な管理を規定しているため、条例の趣旨は実現できる見込み→現行の規定を削除	内容確認10 (資料18)

※個シ：個別検討シート

※no.に下線がある項目は、情報公開制度との整合性を踏まえて検討が必要なもの

内容確認資料１

項目		1　死者の情報
関連条文	法	第2条第1項
	条例	第2条第2号、第26条の4
法		（定義） 第二条　この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 一　当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。） 二　個人識別符号が含まれるもの
事務対応ガイド		3-2-1　個人情報 （3）死者に関する情報 法は、個人情報の取扱いに関連する個人の権利利益を保護することを目的とするものであり、本人関与等により権利利益の保護を求めることができるのは生存する個人であることから、「個人情報」の範囲に死者に関する情報は含まれていない。 法では、「個人情報」を生存する個人に関する情報に限っているところ、「個人情報」の定義の統一は、令和3年改正法の目的である個人情報保護法制に係る全国ルールの統一の根幹をなすものであり、これに反して死者に関する情報を条例で「個人情報」に含めることはできない。 ただし、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人を本人とする個人情報に該当する。また、この場合には、当該情報は、開示等請求の対象となる。
条例		（定義） 第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 二　個人情報　個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。 イ　当該個人に関する情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条

条例	第三項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。） ロ　個人識別符号が含まれるもの 第二十六条の四　実施機関は、本人が死亡している場合、疾病等により療養している場合その他の実施機関が定める事由に該当する場合において、実施機関が定める者から保有個人情報の開示の申出があったときは、当該申出の理由等を勘案し、必要があると認める場合に限り、当該申出の全部又は一部に応じることができる。 ※以下、個人情報保護制度の手引きから抜粋 本条は、本人が死亡している場合や疾病等により療養している場合など、開示請求権を行使することが事実上不可能であり、又は著しく困難である場合について、本人等の便宜を図るため、一定範囲の者からの申出に対し、必要があると認める場合に限り保有個人情報の全部又は一部を任意に開示することができることを定めたものである。

資料	7

内容確認資料２

項目		2　個人情報保護制度の対象機関
関連条文	法	第2条第11項
	条例	第2条第1号
法		（定義） 第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 11　この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。 二　地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第三章及び第六十九条第二項第三号を除き、以下同じ。）
ガイドライン		4-1-1　行政機関等 （3）地方公共団体の機関 地方公共団体の議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、基本的に地方公共団体の機関から除外され（法第2条第11項第2号）、法第5章が規定する行政機関等の個人情報の取扱いに係る義務等に関する規律の適用対象とされていないが、個人の権利利益の保護という観点からは、自律的な対応のもと個人情報の適切な取扱いが行われることが望ましい。
条例		（定義） 第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　実施機関　区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び議会をいう。

資料	8

内容確認資料３

項目		３　個人情報の保有・収集の制限
関連条文	法	第61条、第64条、第66条第1項、第75条
	条例	第5条、第6条、第7条
法		（個人情報の保有の制限等） 第六十一条　行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。 ２　行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。 ３　行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。 （適正な取得） 第六十四条　行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。 （安全管理措置） 第六十六条　行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。 （個人情報ファイル簿の作成及び公表） 第七十五条　行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。
Ｑ＆Ａ		3-1-3　個人情報の保有は法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合であって利用目的の達成に必要な範囲に限定することとされており[第61条]、また、不正手段による取得も禁止されています[第64条]。加えて、保有個人情報が漏えい、滅失又は毀損の危険にさらされることのないよう、安全管理措置を講じなければならないこととされています[第66条第１項]。さらに、地方公共団体も個人情報ファイル簿を作成及び公表することとされており[第75条第１項]、個人情報ファイル簿に基づく開示等の本人関与が可能となっており、保有する個人情報の範囲及び安全管理措置、本人の関与機会の確保を通じて個人情報の保護が既に図られていることから、法律の規律と重複するこのような規定（※）を条例で設けることは許容されません。 ※本人からの直接収集の規定

条例	（適正収集の原則） 第五条　実施機関は、個人情報を収集するときは、当該個人情報を取り扱う事務事業（以下「個人情報取扱事務」という。）の目的及び根拠を明確にし、当該個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって行わなければならない。 （収集禁止事項） 第六条　実施機関は、思想、信条及び宗教、社会的差別の原因となる事実並びに犯罪（以下「収集禁止事項」という。）に関する個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 一　法律、条例等に定めがあるとき。 二　個人情報取扱事務の執行に当該個人情報が必要かつ欠くことができないと認められるとき。 2　実施機関は、前項第二号の規定に該当することにより収集禁止事項に関する個人情報を収集したときは、その旨を中央区情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に報告しなければならない。 （収集の制限） 第七条　実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 一　本人の同意があるとき。 二　法律、条例等に定めがあるとき。 三　出版、報道等により当該個人情報が公にされているとき。 四　人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。 五　所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することができないとき。 六　争訟、選考、指導、相談等の業務で、本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき、又は個人情報取扱事務の性質上本人から収集したのでは当該個人情報取扱事務の執行に支障が生ずると認められるとき。 七　国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人から収集することが個人情報取扱事務の執行上やむを得ないと認められる場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。 八　前各号に掲げるときのほか、審議会の意見を聴いて、公益上特に必要があると実施機関が認めるとき。 2　実施機関は、前項第四号又は第六号から第八号までの規定のいずれかに該当することにより個人情報を収集したときは、その事実を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて、特に通知する必要がないと実施機関が認めるときは、この限りでない。 3　本人又はその代理人による法律、条例等の規定に基づく申請その他これに類する行為が行われた場合は、第一項本文の規定による収集がなされたものとみなす。

内容確認資料４

項目		４　目的外利用・提供
関連条文	法	第69条
	条例	第13条、第13条の2、第14条
法		（利用及び提供の制限） 第六十九条　行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。 ２　前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 一　本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。 二　行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。 三　他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。 四　前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。 ３　前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。 ４　行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。
ガイドライン		5-5-1　利用目的以外の目的のための利用及び提供の禁止の原則 行政機関の長等は、「法令に基づく場合」を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない（法第69条第1項）。 （中略） 「法令」には、「法令」の委任に基づき定められた条例は含まれるが、それ以外の条例は含まれない。 なお、法第69条第1項は、他の法令に基づく場合は、利用目的以外の目的のための利用及

ガイドライン	び提供をし得るとするものであり、同項の規定により利用及び提供が義務付けられるものではない。 　実際に利用及び提供することの適否については、それぞれの法令の趣旨に沿って適切に判断しなければならない。 5-5-2　例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合 　行政機関の長等は、次のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、及び提供することができる。ただし、これらに該当する場合であっても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、利用し、及び提供することができない（法第69条第2項）。 (1)　本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき（同項第1号）。 (2)　行政機関等が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき（同項第2号）。 (3)　他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、提供を受ける者が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき（同項第3号）。 (4)　（1）から（3）までに記載する場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき（同項第4号）。 　上記（2）及び（3）の「事務又は業務」については、5-1（保有に関する制限）を参照のこと。 　また、上記（2）及び（3）の「相当の理由があるとき」とは、行政機関等の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められる。 　相当の理由があるかどうかは、保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等を勘案して、行政機関の長等が個別に判断することとなるが、例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が許容される場合について規定した趣旨から、例外としてふさわしい理由であることが求められる。 　上記（4）の「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」には、本人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合や、本人に対する金銭の給付、栄典の授与等のために必要がある場合などが含まれ、例えば、緊急に輸血が必要な場合に本人の血液型を民間病院の医師に知らせる場合、災害や事故に遭ったときにその旨を家族に知らせる場合等が考えられる。 　上記（4）の「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」とは、本来行政機関の長等において厳格に管理すべき保有個人情報について、法第69条第2項第3

ガイドライン	号に規定する者（他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人）以外の者に例外として提供することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に則して、「相当の理由」よりも更に厳格な理由が必要であるとする趣旨である。 　具体的には、①行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があること、②提供を受ける側が自ら当該保有個人情報に相当する個人情報を取得することが著しく困難であること、③提供を受ける側の事務が緊急を要すること、④当該保有個人情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること等の、特別の理由が必要とされる。例えば、在留外国人の安否確認の必要性から、法務省が、安否確認を実施する日本赤十字社に対して、法務省が保有する当該在留外国人の氏名等の情報を提供する場合等が考えられる。
条例	（目的外利用の制限） 第十三条　実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条及び第二十条第一号において同じ。）について、個人情報取扱事務の目的の範囲を超える区の機関内における利用（以下「目的外利用」という。）をしてはならない。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められる場合を除き、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 一　本人の同意があるとき。 二　法律、条例等に定めがあるとき。 三　出版、報道等により当該保有個人情報が公にされているとき。 四　人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。 五　個人情報取扱事務の執行に必要な限度で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。 六　前各号に掲げるときのほか、審議会の意見を聴いて、公益上特に必要があると実施機関が認めるとき。 2　実施機関は、前項第五号の規定に該当することにより保有個人情報の目的外利用をしたときは、その旨を審議会に報告しなければならない。 3　実施機関は、第一項第四号から第六号までの規定のいずれかに該当することにより保有個人情報の目的外利用をしたときは、その事実を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて、特に通知する必要がないと実施機関が認めるときは、この限りでない。 4　実施機関は、保有個人情報の目的外利用をしたときは、当該実施機関の定めるところによりその旨を記録し、一般の閲覧に供しなければならない。 第十三条の二　実施機関は、保有特定個人情報の目的外利用をしてはならない。 2　前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき

条例	は、保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。次項において同じ。）の目的外利用をすることができる。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 3　前条第四項の規定は、保有特定個人情報の目的外利用について準用する。 （外部提供の制限） 第十四条　実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項及び第二十条の二第一号において同じ。）の区の機関以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められる場合を除き、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 一　本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。 二　法律、条例等に定めがあるとき。 三　出版、報道等により当該保有個人情報が公にされているとき。 四　人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。 五　国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受けるものが、事務事業の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。 六　前各号に掲げるときのほか、審議会の意見を聴いて、公益上特に必要があると実施機関が認めるとき。 2　第十三条第二項から第四項までの規定は、前項ただし書の規定により外部提供をした場合について準用する。 3　実施機関は、外部提供（保有特定個人情報の外部提供を除く。）をするときは、当該外部提供を受けるもの（本人を除く。）に対し、提供に係る個人情報の利用目的若しくは利用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

資料	10

個別検討シート１

項目		5　個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務登録簿
関連条文	法	第60条第2項、75条
	条例	第8条、第8条の2
条例に規定できる根拠		法第75条5項
検討事項		法第75条では、①個人情報ファイル簿の作成・公表義務、②個人情報ファイル簿とは別に、個人情報保有状況に関する帳簿の作成・公表が可能な旨が規定されたため、本区における個人情報取扱事務及び個人情報ファイルの運用について検討する。
検討		1　本区における個人情報取扱事務及び個人情報ファイルの登録制度 実施機関が、個人情報を取り扱う業務を事務事業ごとに個人情報登録簿で示すとともに、体系的に検索できる一定規模以上の個人情報ファイルのあらましを個人情報ファイル簿に登録し公表することで、個人情報の適正な管理ができるようにしている。 また、区民等がこれら２つの台帳によって自己に関する情報の所在や内容を確認し、積極的に自身の情報に関与することができるようにしている。 (1) 個人情報登録簿 ① 規定 条例第8条において、個人情報取扱事務を開始するときは、事務の名称や目的、個人情報の項目等を個人情報登録簿に登録し、一般の閲覧に供する旨を規定している。様式は別紙１のとおり。 ② 趣旨 ・実施機関における個人情報の取扱状況を明らかにすることにより、利用目的、収集の範囲等に沿った適切な管理・利用を図るとともに、対外的な透明性を確保する ・本人が開示等の請求をするに当たり、対象となる保有個人情報を特定するための有益な資料となる (2) 個人情報ファイル簿 ① 規定 条例第8条の2において、個人情報ファイルを保有する際は、利用目的や個人情報の項目等を個人情報ファイル簿に登録し、一般の閲覧に供する旨を規定している。なお、規則第4条の2により、本人の数が100人以上の個人情報ファイルが登録義務の対象となる。様式は別紙２のとおり。 【個人情報ファイルの定義：条例第2条】 「保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。 イ　一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算組織を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

検討	ロ　イに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの」 ③ 趣旨 ・個人情報ファイルごとの利用目的に則った適正かつ慎重な管理を図るとともに、実施機関における個人情報の保有状況をよりきめ細かく把握する ・本人が開示等の請求をするに当たり、対象となる保有個人情報を特定するための有益な資料となる ※個人情報登録簿と個人情報ファイル簿の概念イメージは別紙３のとおり 2　法における個人情報ファイル簿の規定 (1) 作成・公表の義務 実施機関に対し、個人情報ファイル簿の作成・公表を義務付けている。 【法第75条第1項】 「行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。」 (2) 趣旨・定義 個人情報ファイル簿の作成・公表の趣旨や個人情報ファイルの定義は、本区の制度・条例とほぼ同じだが、個人情報ファイル簿の作成義務対象外となる本人の数の基準は法が1,000人、本区規則が100人となっている。この点、個人情報保護委員会による Q&A では、本人の数が政令で定める数未満の個人情報ファイルについても作成・公表することが認められている。様式は別紙４のとおり。 【Ｑ＆Ａ 4-2-1】 「本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿の作成・公表義務の対象外とされていますが（法第74条第2項第9号、第75条第2項第1号及び政令第20条第2項）、本人の数や個人情報ファイルに含まれる保有個人情報の性質等を踏まえて個人情報ファイル簿を作成・公表することで特定の個人が識別される場合など、法の趣旨に反しない限り、本人の数が政令で定める数未満の個人情報ファイルについて、作成・公表を行うことは妨げられません。 ただし、本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルは、行政機関等匿名加工情報の提案募集の対象外です。」 (3) 匿名加工情報としての利活用 行政機関等匿名加工情報制度（※）において、公表する個人情報ファイル簿が提案の募集対象となる。

検討

※特定の個人を識別できないよう加工した個人情報の利活用について、事業者から提案を募集する制度。法附則第7条により、当分の間は都道府県及び政令指定都市のみが実施を義務付けられている

3　法における個人情報登録簿の規定

個人情報ファイル簿と併存して、個人情報登録簿の作成・公表が認められている。

【法第75条第５項】

「前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。」

4　対応の方向性

(1) 検討のまとめ

１から３までを整理すると、次表のとおりとなる。

	法	条例等
個人情報ファイル簿	○ （作成・公表を義務付け） ※本人の数：1,000人以上	○ （作成・公表している） ※本人の数：100人以上
個人情報登録簿	△ （作成・公表してもよい）	○ （作成・公表している）

(2) 結論（案）

以上を踏まえると、本区においては、個人情報ファイル簿の作成・公表義務を満たしているとともに、個人情報登録簿についても作成・公表が認められているため、現行の取扱いから変更することなく個人情報登録簿及び個人情報ファイル簿を運用していく。

別記
第１号様式（第４条関係）

別紙１

個 人 情 報 取 扱 事 務 登 録 票

開　始　年　月　日	年　月　日
変　更　年　月　日	年　月　日

登録番号		所管部課名	
個人情報保護管理責任者			

事務の名称	□ 個人番号利用事務
事務の目的	
対象となる個人の範囲	
事務の区分	□全庁共通 □複数課共通 （　　） □単独
収集の方法	□本人　□本人以外
本人以外の根拠	□本人同意 □法令等 【根拠法令等：　　】 □出版等 □緊急 □所在不明等本人収集不可 □争訟等 □国等からの収集 □審議会【　　】
本人以外の根拠	□本人通知 （通知年月日：　年　月　日） □本人通知省略 審議会 【　　】
目的外利用、外部提供、外部委託及びオンライン結合の有無	□目的外利用 □外部提供 □外部委託 □オンライン結合

個人情報の記録項目

１基本的（戸籍的）事項に関する情報		２心身に関する情報	３社会的地位及び経歴等に関する情報	
□氏名	□長期不在	□健康状態	□職業	□ボランティア
□性別	□在留資格	□障害	□地位	□指導
□生年月日	□旅券	□出産	□学校	□諸証明
□住所	□被後見	□死亡原因	□資格	□就学免除
□本籍	□選挙	□映像	□団体加入	□研修
□続柄	□印鑑登録	□	□賞罰	□
□結婚	□個人番号	□	□勤務状況	□
□電話番号	□	□	□学業状況	□
□転出入	□	□	□選考	□
□出生	□	□	□通勤方法	□
□死亡	□	□	□違反	□

４経済活動に関する情報		５生活状況に関する情報		６思想信条に関する情報
□収入	□寄付	□家庭状況	□旅行	□
□財産	□建築物	□居住状況	□冠婚葬祭	□
□納課税	□建築計画	□趣味	□日常生活	□
□取引	□公売	□交際	□サービス	□
□公的扶助	□就学援助	□各種相談	□行事参加	□
□負債	□学校徴収	□保育	□争訟	□
□支出	□	□施設利用	□	□
□保険年金	□	□図書資料	□	□
□損害	□	□情報公開	□	□

記録形態	□文書　□図画　□写真　□フィルム　□磁気テープ □磁気ディスク　□その他（　　）
個人情報ファイル	□有　（□電算　□文書）　□無
収集の時期	□定期　□随時
特定個人情報保護評価	□重点項目　□基礎項目　□その他（　　） 評価書名：
要配慮個人情報の保有	□有　□無
備考	

第２号の２様式（第４条の２関係）　　**別紙２**

個　人　情　報　フ　ァ　イ　ル　登　録　票

登録番号				登録年月日				
所管部課名								
事務の名称								
								□ 個人番号利用事務
ファイルの名称								
ファイルの 利用目的								
記録される 個人の範囲								
記録される 個人情報の項目	1		2		3		4	
	5		6		7		8	
	9		10		11		12	
	13		14		15		16	
	17		18		19		20	
	21		22		23		24	
種別	□ 条例第２条第２号の６イ （電算処理ファイル）				□ 条例第２条第２号の６ロ （文書ファイル）			
帳票出力の有無	□　有				□　無			
バックアップ ファイルの有無	□　有				□　無			
マスタファイル 又は派生ファイルの別	□　マスタファイル				□　派生ファイル			
要配慮個人情報 の有無	□　有				□　無			
備　　考								

個人情報ファイル簿による公表イメージ

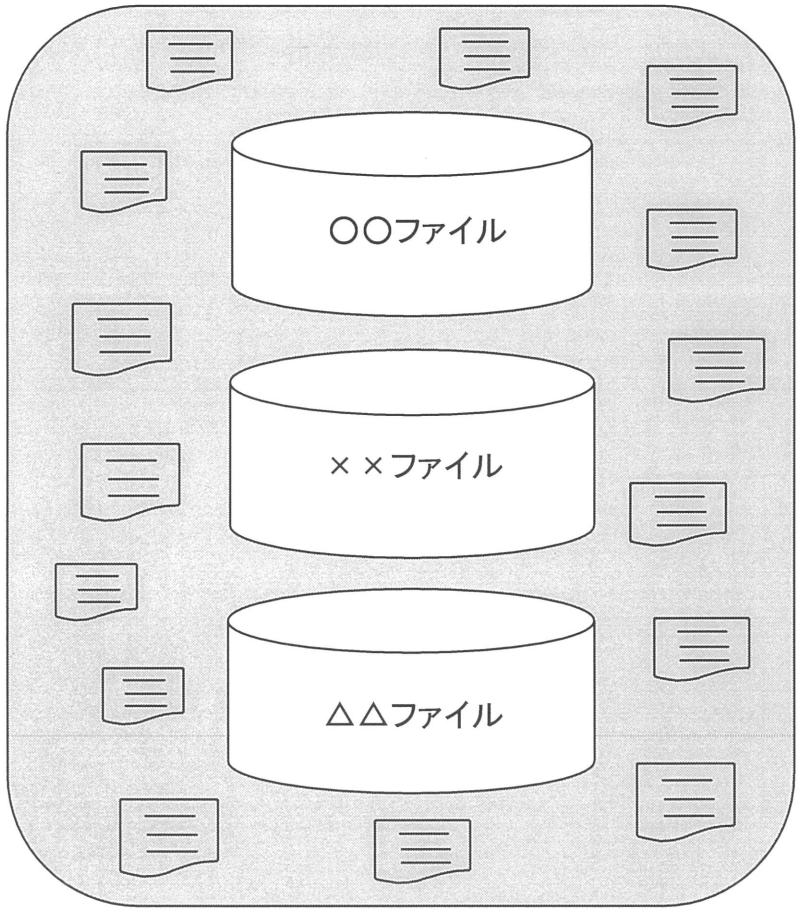

○　個々のファイルに記録されている個人情報の項目をきめ細かく公表
●　個人情報ファイルを構成しない散在的な情報は、公表の対象外

個人情報登録簿による公表イメージ

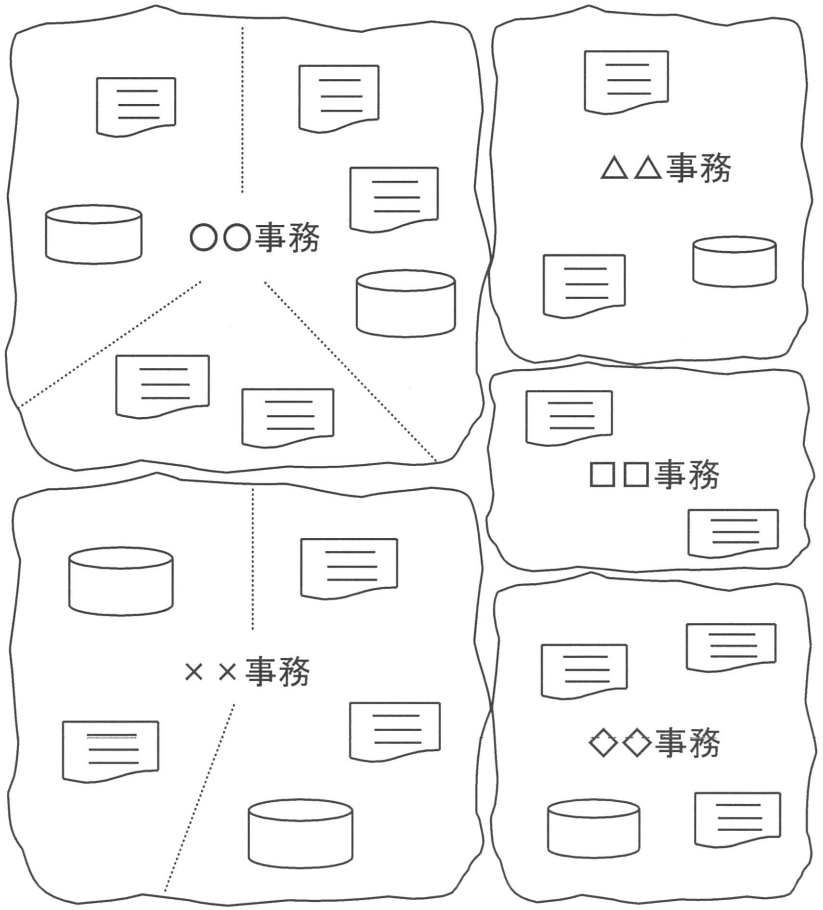

○　事務事業の遂行において取り扱う個人情報の内容を業務ごとに網羅的に公表
●　取り扱う個人情報の類型を公表するのみで、輪郭が不明確

＜標準様式第１−5＞　個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	
行政機関等の名称	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
記録項目	
記録範囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）
	（所在地）
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	

個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第１号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル □有　□無	□法第60条第2項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備　　考		

内容確認資料５

項目		6　任意代理人制度の拡大
関連条文	法	第76条第2項
	条例	第20条の4、第26条の4
法		2　未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第百二十七条において「開示請求」という。）をすることができる。
条文解説		（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の開示請求権（第2項）について） ○　開示請求は、本人からの請求により、当該本人に対して保有個人情報を開示する制度であるが、未成年者や成年被後見人のように、本人自ら開示請求することが困難な場合もあることから、これらの法定代理人について代理請求を認めている。 ○　また、本人の委任による代理人（任意代理人）による代理請求を認めることは本人による開示等請求をより容易ならしめ、ひいては本人の権利利益の保護につながると考えられることなどから任意代理人による代理請求を認めている。 （参考）令和3年個人情報保護法の改正による公的部門での任意代理人による代理請求の容認について ○　令和3年改正前の民間部門を規律する個人情報保護法においては、任意代理人による開示等請求は認められていた一方、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法が規律する公的部門においては認められていなかった。 ○　この点、令和3年の個人情報保護法の改正により、任意代理人による代理請求を認めることが本人による開示等請求をより容易ならしめ、ひいては本人の権利利益の保護につながると考えられること、また、民間部門において任意代理人による代理請求を認めていることによって、本人の権利利益の侵害につながるような目立った事故が生じているわけではないことを踏まえ、公的部門においても任意代理人による代理請求を認めることとしている。
ガイドライン		7-1-1　開示請求の主体 開示請求は、日本国民のみならず外国人も含む全ての自然人が行うことが可能である。 また、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下、特記のない限り「代理人」という。）による請求が認められている（法第76条第1項及び第2項）。

条例	（代理人による請求） 第二十条の四　法定代理人は、本人に代わって保有個人情報の開示請求、訂正請求、削除請求又は目的外利用の中止請求若しくは外部提供の中止請求（以下「目的外利用等の中止請求」という。）をすることができる。 ２　任意代理人は、本人に代わって保有特定個人情報の開示請求、訂正請求、削除請求又は目的外利用等の中止請求をすることができる。 第二十六条の四　実施機関は、本人が死亡している場合、疾病等により療養している場合その他の実施機関が定める事由に該当する場合において、実施機関が定める者から保有個人情報の開示の申出があったときは、当該申出の理由等を勘案し、必要があると認める場合に限り、当該申出の全部又は一部に応じることができる。

内容確認資料６

項目		7　不開示の範囲
関連条文	法	個：第78条、情：第5条
	条例	第17条
個人情報保護法		（保有個人情報の開示義務） 第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 一　開示請求者（第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報 二　開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 イ　法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報 ロ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報 ハ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分 三　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。 イ　開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

個人情報保護法	ロ　行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの 四　行政機関の長が第八十二条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報 五　行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報 六　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの 七　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの イ　独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ ロ　独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ ハ　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ ニ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ ホ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ ヘ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ ト　独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

個人情報保護法	2　地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（」とする。
情報公開法	（行政文書の開示義務） 第五条　行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。 一　個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 イ　法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 ロ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 ハ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分 一の二　個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から

情報公開法	削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号 二　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。 イ　公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの ロ　行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの 三　公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報 四　公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報 五　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの 六　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの イ　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ ロ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ ハ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ ニ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ ホ　独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

ガイドライン	7-1-4　開示義務 　地方公共団体の機関及び地方独立行政法人における情報公開は、情報公開条例に基づき行われるものであるところ、①法が定める不開示情報に該当するものであっても情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは不開示情報から除外するとともに、②行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち、当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるものについては、不開示情報とすることとして、情報公開条例の規定との整合を図ることを可能としている（法第78条第2項）。
条例	（開示の請求） 第十七条　何人も、実施機関に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。 2　実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、当該開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 一　法律、条例等の規定により開示することができないとされる情報 二　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の九に規定する法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準において開示することができないとされる情報であって、当該法定受託事務に係る法令の規定の趣旨に照らして、なお、開示することができないと認められるもの 三　開示請求者（次に掲げる場合にあっては、当該本人をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）の権利利益を害するおそれがある情報 イ　第二十条の四第一項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人（以下「法定代理人」という。）が本人に代わって開示請求をする場合 ロ　第二十条の四第二項の規定により本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）が本人に代わって開示請求をする場合 四　開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 イ　法律、条例等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報 ロ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

条例	八　当該個人が公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分 五　法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が明らかに損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 イ　人の生命又は健康を害することが明らかな法人等又は個人の事業活動に関する情報 ロ　環境の保全又は安定した消費生活を害することが明らかな法人等又は個人の違法又は不当な事業活動に関する情報 ハ　イ及びロに掲げるもののほか、開示することが公共の利益を保護するため必要と認められる情報 六　開示することにより、人の生命、健康、財産又は社会的な地位の保護及び犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報 七　区の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、協議、検討、調査等（以下「審議等」という。）に関する情報であって、開示することにより、公正又は適切な審議等に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの 八　区の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの イ　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ ロ　個人の評価、診断、判定、選考、推薦、指導、相談等に係る事務に関し、公正な判断を困難にし、又はその適正な遂行を不当に阻害するおそれ ハ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ 二　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

項目		8　開示決定の期限、9　訂正決定の期限、10　利用停止決定の期限
関連条文	法	第83条、第84条、第94条、第95条、第102条、第103条
	条例	個：第22条第1項、第22条第7項、附則第9条、情：第12条
法		（開示決定等の期限） 第八十三条　開示決定等は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 ２　前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。 （開示決定等の期限の特例） 第八十四条　開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 一　この条の規定を適用する旨及びその理由 二　残りの保有個人情報について開示決定等をする期限 （訂正決定等の期限） 第九十四条　前条各項の決定（以下この節において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十一条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 ２　前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。 （訂正決定等の期限の特例） 第九十五条　行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書

法	面により通知しなければならない。 一　この条の規定を適用する旨及びその理由 二　訂正決定等をする期限 （利用停止決定等の期限） 第百二条 前条各項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十九条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2　前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。 （利用停止決定等の期限の特例） 第百三条 行政機関の長等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 一　この条の規定を適用する旨及びその理由 二　利用停止決定等をする期限
条文解説	（開示決定等を行うべき期限（第83条第1項）について） ○　「開示請求があった日から30日以内にしなければならない」に関して、開示請求に対する回答期限を具体的に設定しない場合、請求者の立場が不安定なものとなり、個人の権利利益の保護に欠けるおそれもあることから、本項では開示決定等の期限を設けることとし、その期限については、行政機関個人情報保護法の規定を引き継ぎ「30日以内」とした。
ガイドライン	7-1-8　開示請求に対する措置等 行政機関の長等は、原則として開示請求があった日から30日以内（法第77条第3項の規定に基づき補正を求めた場合は、当該補正に要した日数は含まない。）に、開示請求について一部若しくは全部の開示を行う旨又は開示を行わない旨を決定し、開示請求者に対して、開示する場合にはその旨及び開示する保有個人情報の利用目的その他政令で定める事項、開示しない場合にはその旨を書面により通知しなければならない（法第82条第1項及び第2項並びに第83条第1項）。 開示決定等の期限について、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合は30日以内に限り延長することができる（同条第2項）。 また、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内に全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそ

ガイドライン	れがある場合には、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる（法第84条）。
Q&A	5-6-1　法第108条は、開示の手続に関する事項について、法第5章第4節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができることとしているところ、開示決定等の期限については開示の手続に関する事項に含まれるため、法施行条例で30日以内の任意の期間とすることは認められます。また、法第83条第2項の延長可能な期間についても、30日以内の任意の期間とすることは認められます。 　もっとも、法第83条第1項の期間を短縮した場合であっても、同条第2項の期間について法が定める30日を超える期間とすることはできません。 　なお、法第84条で「60日以内」とされている期間は法第83条第1項及び第2項の期間の合計であることから、例えば、法施行条例で同条第1項の期間を「15日以内」とし、同条第2項の期間を「20日以内」とした場合には、法施行条例で第84条の期間を「35日以内」として、整合を図る必要があります。 5-6-2　期間計算の方法については、民法（明治29年法律第89号）第140条の規定に基づき、「開示請求があった日」の翌日から起算し、同法第142条の規定により、その期間の末日が行政機関等の休日に当たる場合は、その翌日をもって期間が満了することになるところ、これと異なる方法を法施行条例で規定することはできません。
個人情報保護条例	（請求に対する決定等） 第二十二条　実施機関は、前条の規定により開示請求があったときは、当該開示請求があった日から起算して十五日以内に、当該開示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は全部を開示しない旨の決定をしなければならない。 2　実施機関は、前条の規定により訂正請求、削除請求又は目的外利用等の中止請求があったときは、当該請求があった日から起算して二十二日以内に、当該請求に応ずるか否かの決定（当該請求の一部について応ずる旨の決定を含む。）をしなければならない。 7　実施機関は、やむを得ない理由により、第一項及び第二項に規定する期間内に開示等の決定をすることができないときは、当該請求があった日から起算して六十日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、延長する理由及び期間を請求者に書面により通知しなければならない。 （附則：開示等の決定期限の特例） 9　当分の間、開示請求、訂正請求、削除請求又は目的外利用等の中止請求に係る保有個人情報が著しく大量であり、又は特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるため、当該請求があった日から起算して六十日以内に開示等の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第二十二条第一項、第二項及び第七項の規定にかかわらず、実施機関は、相当の期間内に開示等の決定をすれば足りる。この場

個人情報保護条例	合において、実施機関は、同条第一項又は第二項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 一　この項の規定を適用する旨及びその理由 二　開示等の決定をする期限
情報公開条例	（開示決定等の期限） 第十二条　前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して十五日以内にしなければならない。ただし、当該開示請求に形式上の不備があり、開示請求者に対し、その補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2　実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に開示決定等をすることができないときは、開示請求があった日から起算して六十日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。 3　開示請求に係る区政情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して六十日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前二項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る区政情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの区政情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 一　本項を適用する旨及びその理由 二　残りの区政情報について開示決定等をする期限

項目		12　開示請求の手数料
関連条文	法	第89条
	条例	第24条
法		（手数料） 第八十九条　行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。 ２　地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。 ３　前二項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。 ＜参考：政令第27条（第1項及び第2項）＞ 1　法第89条第1項の規定により納付しなければならない手数料（第3項において単に「手数料」という。）の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書1件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1）次号に掲げる場合以外の場合　300円 （2）情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求をする場合　200円
条文解説		（行政機関の長に対して開示請求をする際の手数料の納付（第1項）について） ○　一般に、手数料は、国、地方公共団体又はこれらの機関が、特定の者に対し提供する役務に対する反対給付として、当該役務に要する費用を回収するために徴収するものである。 ○　法において、仮に、当該役務に要する費用を開示請求者に求めなければ、当該費用は租税等の一般財源によって賄われることになるが、それについての国民の合意が得られているとは考えられず、本制度を利用しない者との負担の公平を図る観点から適切な額の手数料を納めなければならないこととしたものである。
ガイドライン		7-1-13　手数料 開示請求をする者は、行政機関の長に対して請求を行う場合には政令の定めにより、地方公共団体の機関に対して請求を行う場合には条例の定めにより、独立行政法人等又は地方独立行政法人に対して請求を行う場合には当該独立行政法人等又は当該地方独立行政法人の定めにより、実費の範囲内で、手数料を納めなければならない（法第89条）。 地方公共団体の機関においては、手数料に関する条例において、算定方法を工夫した適当な額とすること（例えば、従量制とすること。）や手数料を徴収しないこととすること（手数料の額を無料とすること。）も可能である。

事務対応ガイド	6-1-9-1　手数料の額（法第89 条） （※1）「実費」の内容としては、開示決定等の通知書の発出、請求者に交付する写しの作成等開示請求の処理及び開示の実施のための事務における人件費、光熱費、消耗品費、送付に要する費用（通常郵便に加えて、本人限定受取郵便による場合の費用等も含む。）等の費用が含まれる。 （※2）徴収の方法について、例えば、実際に保有個人情報を開示する時点で徴収することも考えられる。
Q&A	5-7-1　地方公共団体における開示請求に係る手数料は、「実費の範囲内において条例で定める額」とされており（法第89条第2項）、その額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならないとされています（法第89条第3項）。 「実費」には、開示決定を受け付け、保有個人情報を検索し、開示の是非を精査し、開示決定等の通知書を発するまでの申請事務処理の費用と、請求対象の保有個人情報が記載された行政文書の写しの作成経費などの実施に必要な経費が含まれます。 国と異なる手数料とすることも可能ですが、各地方公共団体において、法の趣旨を踏まえ、条例で適切に定める必要があります。 なお、実費の範囲内であれば、従量制の開示手数料を定めることが可能であり、また、手数料を無料とすることも妨げられません。 5-7-2　コピー代や記録媒体の費用等の実費について、開示請求の手数料とは別に徴収することは可能です。なお、法第89条第2項の規定により、地方公共団体の機関における開示請求の手数料は実費の範囲内において条例で定める額とされているところ、実費相当額を重複して徴収することがないよう留意する必要があります。 5-7-3　地方公共団体の判断により、条例で手数料の減免について規定することは妨げられません。
条例	（費用の負担） 第二十四条　この条例の規定による保有個人情報の開示、訂正、削除並びに目的外利用及び外部提供の中止（以下「保有個人情報の開示等」という。）に要する費用は、無料とする。ただし、前条第三項の写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。 ２　前項ただし書の費用の額は、区長が定める。

資料	15

個別検討シート２

項目		13　訂正・利用停止請求における開示請求前置
関連条文	法	第90条、第98条
	条例	第18条、第19条、第20条、第20条の2
条例に規定できる根拠		法第108条 Ｑ＆Ａ 5-8-2
検討事項		法第90条及び第98条では、個人情報の訂正・利用停止請求に当たって開示請求前置が求められており、請求の対象を開示決定により開示範囲が確定されたものに限定しているため、本区における開示請求前置の採否について検討する。
検討		１　法における訂正・利用停止の請求 (1) 規定 第90条及び第98条において、個人情報の訂正（追加、削除を含む）、目的外利用・提供の停止の請求対象を、開示決定等に基づき開示を受けた個人情報に限定している。 (2) 趣旨 【Ｑ＆Ａ 5-8-2】 「法は、対象となる保有個人情報の範囲を明確にし、訂正請求及び利用停止請求の制度の安定的運用を図るため、これらの制度について開示を受けた保有個人情報を対象としています。」 ２　本区における訂正・利用停止の請求 (1) 規定 条例第18条、第19条、第20条及び第20条の2において、開示請求を経ることなく個人情報の訂正、削除、目的外利用の中止、外部提供の中止を請求することができる。 (2) 趣旨 請求者が実施機関と同一の文書を保有している等、開示請求を経る必要がない場合もあり、請求者に無用な負担を強いらないための制度となっている。 ３　対応の方向性（案） (1) 検討のまとめ 開示請求前置により訂正・利用停止請求の対象が確定し、制度の円滑かつ安定的な運用につながる面はあるが、開示請求前置を求めない運用としても、請求書に「訂正・利用停止に係る個人情報の内容」や「訂正・利用停止を求める箇所」、「訂正・利用停止の内容」の記載を求めることで、対象の個人情報を一定程度明確にすることができる。 また、近年の訂正・利用停止の請求件数を見ても、今後も請求がない又は僅少な状況が続くと考えられ、制度運営に支障が生じる事態は想定しがたい。 更に、開示請求を経ることが必要でない場合もあることから、請求者の手続的負担も踏まえる必要がある。

<table>
<tr><td>検討</td><td>(2) 結論（案）
以上のことから、実施機関の業務に特段の支障を及ぼさないような運用が可能であることや、請求者の負担を鑑み、現行の条例と同様、開示請求前置を要件とせず訂正・利用停止請求を行う規定とする。</td></tr>
<tr><td>関連情報</td><td>【近年の訂正・利用停止請求の件数】
<table><tr><th>年度</th><th>訂正請求</th><th>利用停止請求</th></tr><tr><td>平成30年度</td><td>3</td><td>0</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>0</td><td>0</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>Q&A</td><td>5-8-2　法は、対象となる保有個人情報の範囲を明確にし、訂正請求及び利用停止請求の制度の安定的運用を図るため、これらの制度について開示を受けた保有個人情報を対象としています。他方、法第108条は、訂正及び利用停止の手続に関する事項について、法第5章第4節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができることとしているところ、開示を受けていない保有個人情報について訂正請求及び利用停止請求の対象とすることは、これらの請求の前提となる手続に関するものであり、訂正及び利用停止の手続に関する事項に含まれるため、訂正請求や利用停止請求の制度の運用に支障が生じない限りにおいて、そのような法施行条例を規定することは妨げられません。</td></tr>
</table>

内容確認資料９

項目		14　実施機関が不作為を認める場合の審査会への諮問免除
関連条文	法	第105条第1項
	条例	第26条第1項
法		（審査会への諮問） 第百五条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。 一　審査請求が不適法であり、却下する場合 二　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。） 三　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合 四　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
条例		（審査請求があった場合の手続） 第二十六条　実施機関は、開示等の決定又は開示請求、訂正請求、削除請求若しくは目的外利用等の中止請求に係る不作為に関し、審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、中央区情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その意見を尊重して当該審査請求についての裁決を行わなければならない。 一　審査請求が不適法であり、却下するとき。 二　開示等の決定（請求の全部に応ずる旨の決定を除く。以下この号及び第二十六条の三第二号において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る請求の全部に応ずることとするとき（当該開示等の決定について第三者から反対意見が表示されているときを除く。）。 三　開示請求、訂正請求、削除請求又は目的外利用等の中止請求に係る不作為についての審査請求に対し、行政不服審査法第四十九条第三項前段の規定による宣言をし、及び同項各号に定める措置を採るとき。

	＜参考：行政不服審査法第49条第3項＞ （不作為についての審査請求の裁決） 第四十九条 3　不作為についての審査請求が理由がある場合には、審査庁は、裁決で、当該不作為が違法又は不当である旨を宣言する。この場合において、次の各号に掲げる審査庁は、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該各号に定める措置をとる。 一　不作為庁の上級行政庁である審査庁　当該不作為庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずること。 二　不作為庁である審査庁　当該処分をすること。

資料	17

個別検討シート３

項目		15　審議会への諮問事項
関連条文	法	第129条
	条例	第6条、第7条、第10条、第13条、第14条、第15条、第16条、第23条、第26条の5、第26条の6、第29条、情：第10条、審：第1条、第2条
条例に規定できる根拠		法第129条
検討事項		法第129条では、条例の定めにより審議会等に諮問できることが規定されているが、個人情報保護制度の運用の過程における類型的な諮問要件は定めることができないこととされているため、諮問対象の項目や内容を整理するとともに、本区の審議会のあり方について検討する。
検討		１　法における審議会の規定 地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる。諮問事項（報告事項も含むと解される※）については、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならないこととされている。 ※報告事項について、神奈川県の照会に対する委員会からの回答内容によれば、「「諮問」に当たらない態様のものであっても、目的外利用制限等の個別の案件の処理に関連して審議会等への「報告」や「意見聴取」を要件化するような運用は、既にお示ししている法第129条の解釈の趣旨と異なる」とのこと 【法第129条】 「地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。」 【ガイドライン 9-4】 「個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。」「地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律を適用して解釈を委員会が一元的に担う仕組みが確立されたところ、地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という令和3年改正法の趣旨に反するものである。」 【Ｑ＆Ａ】 「7-1-1　「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるとき」とは、単に諮問をする必要があるというだけでなく、例えば、以下の場合が想定されます。

検討	・定型的な案件の取扱いについて、専門的知見に基づく意見を踏まえて国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合 ・地方公共団体等が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合 ・法施行条例の改正（法に委任規定のあるもの等）に当たり、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合」 （中略） 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に基づき審議会等に意見を聴く場合等、法第129条の規定に関わらず、個人情報保護法以外の法令に基づき、審議会等に対し意見を聴くことは妨げられません。」 「7-1-3　法第129条は審議会等に対して地方公共団体の機関が行う諮問について規定するものであり、地方公共団体が附属機関等として設置する審議会等が自発的に行う調査、審議又は意見陳述を妨げるものではありません。ただし、地方公共団体が調査等を受けることを事実上の要件としたり、審議会の意見を尊重することを義務として定めるような法施行条例の規定を設けることはできない点に留意する必要があります。」 「7-1-4　法第129条の規定に基づく審議会等への諮問については、「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」に行うことができることとされており、諮問事項についての専門的な知見を有さない住民代表のみで構成された審議会等に対して諮問を行うことは、本条の規定の趣旨に反し、認められません。一方で、地方公共団体が審議会等の場を活用して、専門的な意見に対する住民の反応を確認する趣旨で住民代表からの意見を聞くこと自体は妨げられるものではなく、このような趣旨で専門的知見を有する構成員と住民代表たる構成員により審議会等を構成することも妨げられません。」 「7-1-5　「審議会その他の合議制の機関」とは、地方公共団体が条例で定めるところにより、執行機関の附属機関として設置する機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項）であり、具体的には、令和3年改正法の全面施行前の条例に基づき、各地方公共団体で個人情報保護制度について諮問を受けている個人情報保護審議会等の機関を想定しています。また、審査請求の審査を行う個人情報保護審査会が当該機関の役割を担うことも想定されます。」 2　本区における現行の審議会 (1) 位置付け 審議会条例第1条により、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図ることを目的として、区長の附属機関として設置している。

検討

(2) 所掌事務

審議会条例第2条により、次の事項について調査審議し、答申するとともに、区長又は実施機関に建議を行う。

①個人情報保護条例の規定により意見を聴くこととされた事項

②区長の諮問に応じて、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項

(3) 個人情報保護条例に規定された審議会の審議事項等

①諮問事項

条	項	号	事項	規定
7	1	8	本人収集の例外	削除
7	2		本人収集の例外における通知の省略	削除
13	1	6	目的外利用の制限の例外	削除
13	3		目的外利用の制限の例外における通知の省略	削除
14	1	6	外部提供の制限の例外	削除
14	2		外部提供の制限の例外における通知の省略	削除
15		2	電子計算組織への記録の制限の例外	削除
16	1	3	電子計算組織の結合の制限の例外	削除
26-5			特定個人情報の重点項目評価の諮問	○
29	5		不適切な個人情報取扱を行う事業者への勧告事案の公表	削除

②報告事項

条	項	号	事項	規定
6	2		収集禁止の例外時の報告	削除
7	3		個人情報取扱事務の登録における報告	削除
10	2		個人情報取扱事務の委託における報告	削除
13	2		目的外利用の制限の例外における報告	削除
14	2		外部提供の制限の例外における報告	削除
16	3		電子計算組織の結合の緊急措置における報告	削除
23 情 10	6 2		個人情報の存否を明らかにしない開示請求拒否における報告	削除
26-6			特定個人情報保護評価に関する報告	削除

(4) 委員の構成

学識経験者4名、区議会議員2名、区内の公共的団体関係者10名の計16名で構成している。

検討

（令和4年5月15日時点）

区分		役職
学識経験者		千葉大学名誉教授
		中央大学法科大学院教授
		弁護士
		弁護士
区議会議員		中央区議会議長
		中央区議会副議長
区内の公共的団体関係者	中央区商店街連合会代表	中央区商店街連合会相談役
	中央区工業団体連合会代表	中央区工業団体連合会相談役
	京橋地域町会連合会代表	京橋地域町会連合会会長
	日本橋地域町会連合会代表	日本橋七の部連合町会会長
	月島地域町会連合会代表	月島地域町会連合会会長
	区内消費者団体代表	中央区消費者友の会会長
	区内女性団体代表	中央区女性ネットワーク会長
	中央区民生・児童委員協議会代表	中央区民生・児童委員協議会代表会長
	中央区ＰＴＡ連合会代表	中央区ＰＴＡ連合会会長
	区内労働団体代表	連合東京中央地区協議会事務局長

3　対応の方向性

(1) 検討のまとめ

法やガイドライン等では、特定個人情報保護評価等、個人情報保護法以外の法令に基づく場合を除き、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならないとしており、地方公共団体の審議会の機能は、法に従った運用ルールの細則や法の範囲内における独自の個人情報保護施策、法改正に伴う条例改正等の審議が想定されている。

(2) 確認（案）

① 所掌事務

区長の諮問に応じて、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項を審議するものとする。

※２(3)に挙げた諮問・報告事項は、特定個人情報保護評価に関する諮問事項以外、条例の規定から削除する

② 委員の構成

個別案件における条例適用の適否に係る審議がなくなることから、本区の審議会における委員の構成等を改めて検討する必要がある。

資料	18

内容確認資料１０

項目		16　電子計算組織への記録・結合の制限
関連条文	法	－
	条例	第15条、第16条
条文解説		（「オンライン結合」制限規定） ○　令和3年の個人情報保護法の改正は、社会全体のデジタル化が進む中、法律で全国的な共通ルールを設定し、国のガイドラインや助言により制度の適正な運用を図ることにより、社会の変化に対応した個人情報の適切な保護とデータ流通の両立を実現することも目的としたものである。 ○　オンラインで個人情報を提供するに当たっては、今後、委員会が策定するガイドライン等を参考に、保有個人情報の漏えい等を防ぐための措置を講ずること（法第66条）、漏えい等により本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められる場合には保有個人情報の提供を行わないこと（法第69条第２項）、保有個人情報を提供する場合において、当該個人情報の提供を受ける者に対し、必要に応じて、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めること（法第70条）等が求められることとなる。 ○　令和3年改正法においては、安全管理措置や第三者提供の制限等に関する規定を設けており、これらの規定を適正に運用することで、オンライン・オフラインを問わず、必要な保護が図られることから、オンライン化や電子化のみに着目した特則を設けることとはしていない。 ○　以上より、従来の個人情報保護条例において見られた、いわゆる「オンライン結合」を制限する規定に関しては、前述の規定の運用によりその目的を達成できると考えられるとともに、こうした令和3年改正法の考え方にそぐわないことから、条例においてこのような規定を定めることは、許容されない。
ガイドライン		11　条例との関係 　個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないもの（例：オンライン結合に特別の制限を設ける規定、個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定）について、条例で独自の規定を定めることは許容されない。
条例		（電子計算組織への記録の制限） 第十五条　実施機関は、収集禁止事項に関する保有個人情報を第二条第二号の六イに係る個人情報ファイルに記録してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 一　法律、条例等に定めがあるとき。

条例	二　審議会の意見を聴いて、個人情報取扱事務の執行に必要かつ欠くことができないと実施機関が認めるとき。 （電子計算組織の結合の制限） 第十六条　実施機関は、個人情報ファイルを処理するため、その電子計算組織と区の機関以外のものの電子計算組織とを通信回線その他の方法により結合してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 一　本人の同意があるとき。 二　法律、条例等に定めがあるとき。 三　前二号に掲げるときのほか、公益又は区民福祉の向上のため必要かつ適切な場合で、審議会の意見を聴いて、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。 2　実施機関は、前項の規定により処理される個人情報に関し、漏えい、滅失、改ざん、き損等による個人の権利利益の侵害を防止するため差し迫った必要があると認めるときは、速やかに当該結合の一時停止その他の適切な措置を講ずるものとする。 3　実施機関は、前項に規定する措置を講じたときは、その旨を審議会に報告しなければならない。